

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市の地域福祉をめぐる現状と課題から見た方向性を踏まえ、本計画では、地域住民一人ひとりが、どのような状況にあっても自分らしく、それぞれで役割を持ち、地域での暮らしの想いを実現するとともに、それぞれの立場を超えて人と人がつながり、支え合いながら暮らすことができるよう、目指すべき「日田市の地域共生社会の姿」を以下の基本理念として掲げ、福祉のまちづくりを推進します。

地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり

第2節 基本目標

基本理念「地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり」の実現に向け、まち全体で、福祉分野だけではなく、産業、教育などの様々な分野を超えて取り組むべき内容として、3つの基本目標を設定して取組を展開します。

基本目標 1

住民一人ひとりが地域に「自分ごと」として関わり、地域を支える“人づくり”

地域の活動に関わる地域住民が増えるためには、地域住民に地域における支え合いや助け合いの大切さを理解してもらいながら、住民の福祉に対する関心を少しでも高めていくことが大切です。このため、地域や学校での福祉教育や人権教育を通して意識を醸成するとともに、地域福祉を支えるボランティアなどの育成や支援を行います。

一方で、すべての地域住民が、このような地域福祉の「担い手」になることは困難ですが、自分ができる範囲で、日頃から自分らしく地域でつながることにより、近所の住民に何か異変があった場合などにも気付くことができます。

このように、地域のゆるやかなつながりを意識し、気にかける関係性を育むためには、そのようなつながりを自然に作るができる環境づくりが大切となります。このため、各地域で、こうした地域の様々な気付きを支援につなげるための環境を整えるため、基本目標2の「地域づくり」とも連動しながら、既存の取組に加え、地域住民が参加しやすい地域の集まりの場など、交流の場づくりの促進も図っていきます。

基本目標 2

地域のつながりや支え合いの関係が生まれ、地域の力を向上させるための“地域づくり”

地域共生社会の実現に向けた地域づくりには、地域のことを最もよく知っている地域住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向けて取り組むことが大切です。これを受け、市内では、日常生活の移動に関する不安を感じている高齢者のために、地域住民同士の支え合いによる移動支援に取り組むため、話し合いを進めている地域もあります。

このような地域住民が主体となる取組が今後、より促進されるよう、地域で交流できる場や機会づくりなどを通じて、地域活動を活性化し住民同士のつながりや支え合いなどを推進します。平時から地域住民の顔の見える関係を育成することは、災害に強い地域づくりにもつながります。

あわせて、地域の中で、分野、領域を超えた地域の多様な主体が出合い、つながりの中から更なる展開を生む機会となる、地域のプラットフォームづくりにも取り組んでいきます。

このほか、安心して暮らせる環境づくりの観点から、見守りネットワークの充実や、安心して外出できる環境整備の観点から、障がい者、高齢者等の移動支援、バリアフリー化の促進などにも取り組みます。

基本目標 3

様々な生きづらさを抱えた方が、包括的に人や地域に“つながる仕組みづくり”

「様々な生きづらさ」（複雑・複合的な課題）を抱えた方が、問題が深刻化する前に適切な支援につながるよう、包括的な支援体制の構築に向けて、人や地域につながる仕組みづくりに取り組みます。
〈目指すべき包括的な支援の体制〉

- ・ 各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、ケース全体のコーディネートやマネジメントを行う機能を付加し、各支援関係機関が一つのチームとなる支援
- ・ 支援者と本人が継続的につながり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく「伴走型支援」の強化
- ・ 本人やその世帯の状況に応じたオーダーメイドの支援
- ・ ケースの複雑化・複合化を予防する観点から早期の関わりが持てるような支援

このほか、「再犯防止推進計画」について、犯罪をした人々が社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となることができるよう、福祉施策とより連携した支援を進めるため、新たに地域福祉計画に包含する形で策定し、より効果的な再犯防止の取組を推進します。

第3節 重点的な取組

本市では、今後、第4期計画期間中において、「人づくり」、「地域づくり」、「つながる仕組みづくり」の3つの基本目標の達成に向けて、福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

このような中、全国各地では、本市と同様に少子高齢化に伴う人口減少等を背景に、「地域共生社会」の実現を目指した取組が進められており、この「地域共生社会」を具体化する事業として、社会福祉法の改正により令和3年度から「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

この「重層的支援体制整備事業」は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれない、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業です。

本市においても、今後、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを加速させ、3つの基本目標を達成する上でも、「重層的支援体制整備事業」の活用は必要不可欠となるため、本計画の計画期間内に本事業を活用し、必要な体制整備を行うことを予定しています。

また、「重層的支援体制整備事業」の取組の中には、既存のものも含まれており、かつ、個々の取組が複数の施策分野にまたがることから、必要な取組を集約させる観点からも、本計画において、以下のとおり重点的な取組として設定し推進を図ります。

重点的な取組

重層的支援体制の構築及び推進

<地域づくり>

■ 地域の人と人とのつながりを再構築し、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに向けて、中心部と周辺部とでメリハリをつけながら、以下の取組を進める。

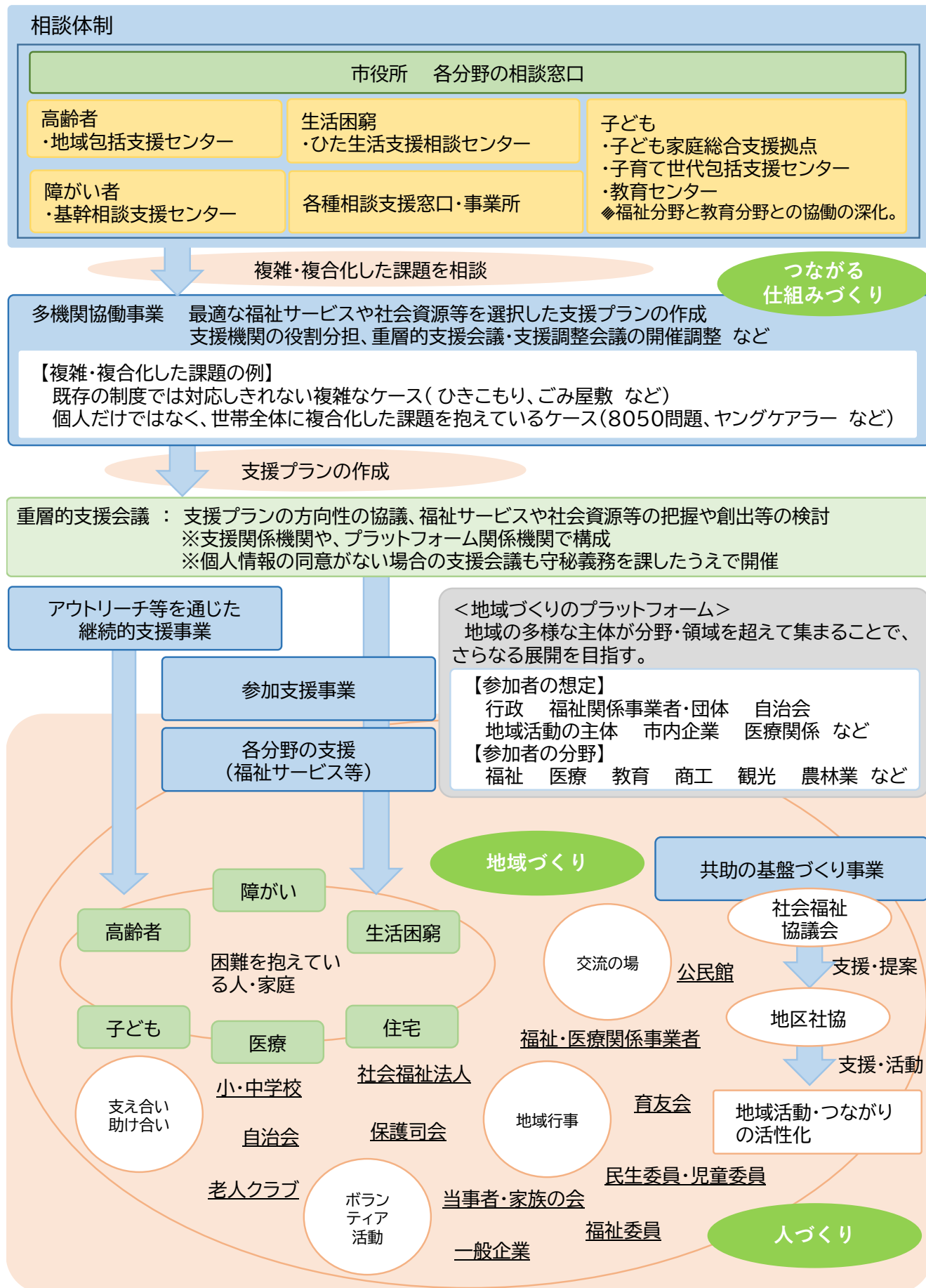
- 住民同士が気かけあう関係性を育むための地域づくりへの支援
- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
- 地域の住民ニーズ、生活課題に柔軟に対応した住民主体の活動の活性化
- 地域の多様な主体によるプラットフォームの展開 など

<個別支援>

■ 分野を横断する複雑・複合的な課題に対応し、包括的な支援体制を構築することにより以下の支援の実現を目指す。

- 各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、ケース全体のコーディネートやマネジメントを行う機能を付加し、各支援関係機関が一つのチームとなる支援
- 支援者と本人が継続的につながり合いながら、本人と社会・他者との関係を広げていく「伴走型支援」の強化
- 本人やその世帯の状況に応じたオーダーメイドの支援
- ケースの複雑化・複合化を予防する観点から早期の関わりが持てるような支援 など

日田市における重層的支援体制の構築イメージ



【参考】「重層的支援体制整備事業」について（「地域共生社会のポータルサイト」/厚生労働省 HP）

- 重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。
- 重層的支援体制整備事業における各事業の内容については、以下のように社会福祉法第106条の4第2項に規定しています。3つの支援を第1～3号に規定し、それを支えるための事業として第4号以降を規定しています。それぞれの事業は個々に独立して機能するものではなく、一体的に展開することで一層の効果が出ると考えています。

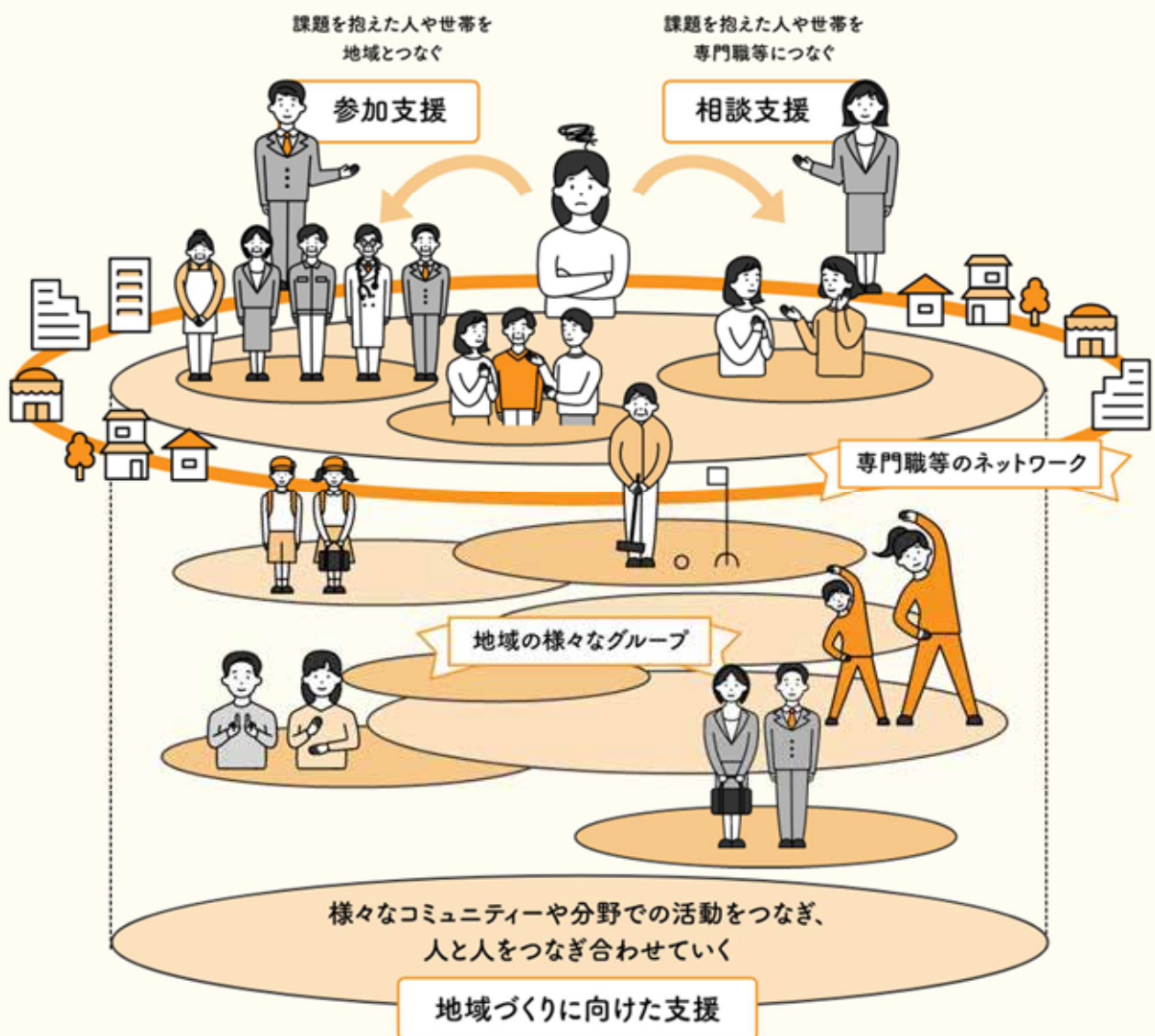
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第1号)	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第2号)	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第3号)	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第4号)	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条 の4第2項第5号)	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・ 支援関係機関の役割分担を図る

重層的支援体制整備事業について

地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業が、令和3年4月からスタートしました。

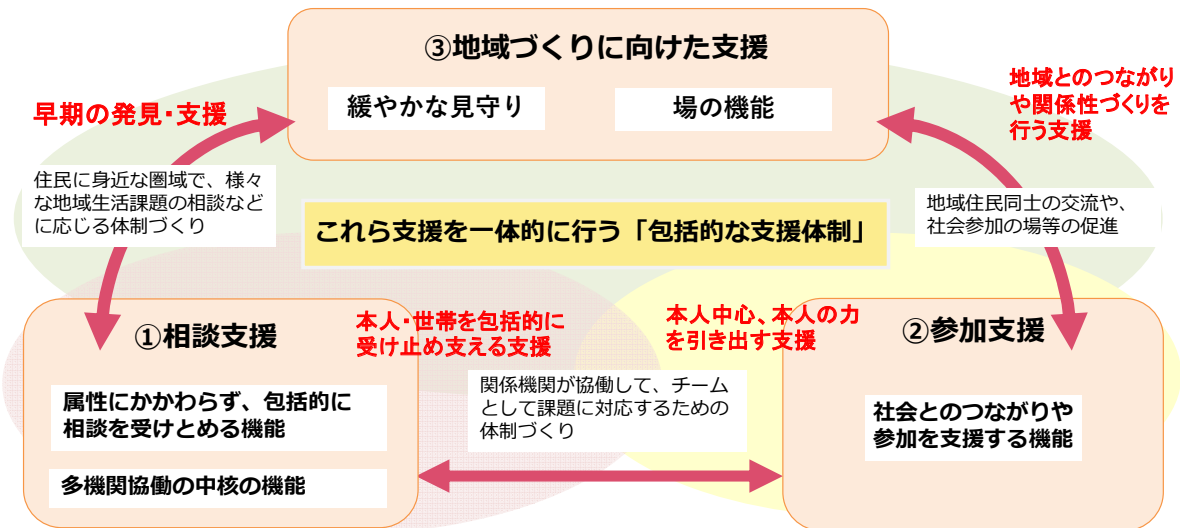
※実施を希望する市町村による任意事業

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



市町村における包括的な支援体制の整備（入口・出口を豊かに）

市町村においては、地域住民の複合・複雑化した支援のニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**①相談支援**（市町村による断らない相談支援体制）、**②参加支援**（社会とのつながりや参加の支援）、**③地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する



包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

（社会福祉法第106条の3）

（社会福祉法第106条の4）



* 第1回日田市地域福祉計画策定委員会 厚生労働省説明資料

第4節 施策の体系

基本理念、基本目標、基本施策及び推進施策等の本計画の体系は、次のとおりです。

基本理念	地域住民一人ひとりが主役の支え合いのまちづくり		
基本目標	基本施策	推進施策	重点 取組
1. 住民一人ひとりが 地域に「自分ごと」 として関わり、地域 を支える“人づくり”	❶福祉意識の醸成	(1)福祉教育の推進	重 層 的 支 援 体 制 の 構 築 及 び 推 進
		(2)人権教育・啓発の推進	
		(3)地域における共助の基盤づくり ★	
	❷地域福祉の支え手づくり	(1)地域福祉の支え手への支援	
		(2)地域福祉の支え手の育成・確保	
	❸ボランティア団体等の 育成・支援	(1)ボランティア・NPO 等の育成・支援	
2. 地域のつながりや 支え合いの関係が 生まれ、地域の力を 向上させるための “地域づくり”	❶地域交流の促進	(1)交流の促進と居場所づくり ★	
		(2)住民相互による活動の推進	
		(3)活動環境づくり	
	❷生活環境の整備	(1)移動手段の確保	
		(2)居住環境や居住支援体制の整備	
		(3)安全な交通アクセスの整備	
	❸安全・安心な地域づくり	(1)見守りネットワークの充実	
		(2)災害時の支援体制の充実	
	❹地域福祉の基盤とネット ワーク強化	(1)社会福祉協議会活動の充実	
		(2)地域の多様な担い手がつながる プラットフォームの展開 ★	
		(3)社会福祉法人の地域公益活動の充実	
		(4)地域福祉情報の提供	
3. 様々な生きづらさ を抱えた方が、包括 的に人や地域に “つながる 仕組みづくり”	❶包括的な相談支援の強化	(1)相談機能の充実 ★	
		(2)相談体制の充実	
		(3)生活困窮者等を支援する体制整備	
		(4)ひきこもりへの支援	
	❷権利擁護の推進	(1)成年後見制度の利用促進 【成年後見制度利用促進基本計画】	
		(2)再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	

★印：重層的支援体制整備事業に関連する新規の取組